

## 総会議事録（第9回）

1 開催日時 令和6年12月25日（水）14時10分～15時20分（議案審議）

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（37名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 浅井 和巳  | 2番 城山 正巳  | 3番 原口かよ子  | 4番 山口 明美  |
| 5番 田川 康浩  | 6番 渡邊 重徳  | 7番 一瀬 晃   | 8番 福田 文夫  |
| 9番 川副 博司  | 10番 朝長 洋市 | 11番 田添 利弘 | 13番 渡邊 和秋 |
| 14番 富岡 勝真 | 16番 山田 武人 | 17番 岩崎 義秀 | 18番 児玉 賢治 |
| 19番 梶原 茂  |           |           |           |

○農地利用最適化推進委員（19名）

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 岩崎 照美  | 2番 松尾 慎二  | 3番 小野 重幸  | 4番 小川 國治  |
| 5番 笠寺 幸雄  | 6番 富浦 春男  | 7番 林 敏弘   | 8番 藤本 雅彦  |
| 9番 山浦 弘之  | 10番 山上 傳  | 11番 井本 忠之 | 12番 井川 春彦 |
| 13番 久保 和幸 | 14番 瀬戸口裕子 | 15番 森 良広  | 16番 野田 善則 |
| 17番 山本 治義 | 18番 小川 良一 | 19番 山口 周次 |           |

4 欠席委員

○農業委員（1名）

12番 開田 陽子

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件  
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件  
第6号議案 大村市農業委員の議席番号について  
報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 梶原 良太 高柳 佳祐

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第9回農業委員会定例総会」を開会します。

それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

## 2 会長挨拶

## 3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

開田陽子農業委員から欠席の届出があります。

## 4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、9番川副博司農業委員、10番朝長洋市農業委員にお願いします。

## 5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

まず、本日お配りした追加議案第6号議案「大村市農業委員の議席番号について」を議題とします。退任された農業委員の補欠選任により、荒瀬町の認定農業者の開田陽子さんが今月19日の市議会本会議で同意が得られましたので、市長から20日付けで農業委員として委嘱されました。任期は、令和8年7月19日までとなります。

つきまして、農業委員として議席の指定を行うものです。

なお、議席につきましては、先例により地区毎に指定することとなっております。現在萱瀬地区の農業委員の議席が欠員となっておりますので、議席12番を新たに選任されました開田陽子委員に指定したいと思いますがご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は原案のとおり決定します。

次に、議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番大村、東大村 1 丁目の農地、地目 畑、9, 268㎡の内、3, 802㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2 番大村、木場 2 丁目の農地、地目 田、合計面積 1, 396㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3 番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積 2, 413㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

4 番福重、野田町の農地、地目 田、合計面積 4, 025㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第 5 号議案促進計画 2 番と関連があります。

5 番福重、立福寺町の農地、地目 田、面積 2, 632㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第 5 号議案促進計画 2 番と関連があります。

○議長

報告第 1 号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第 1 号を終わります。

次に、2 ページ。報告第 2 号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番大村、東大村 1 丁目の農地、地目 畑、面積 9, 268㎡の内、3, 802㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2 番福重、野田町の農地、地目 田、合計面積 4, 025㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第 5 号議案促進計画 2 番と関連があります。

3 番福重、今富町の農地、地目 田、面積 2, 439㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第 5 号議案促進計画 3 番と関連があります。

4 番福重、寿古町の農地、地目 田、合計面積 2, 593㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第 5 号議案促進計画 4 番と関連があります。

○議長

報告第 2 号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目 田、面積414㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、隣接地に自宅を新築する計画で、新規就農者として自家消費農家となり農地を売買により譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地の農地です。取得後の畑は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

同じ持ち主の土地ですので、日照など、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

○議長

1番鈴田について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、溝陸町の農地、地目 畑、面積411㎡の内、68.8㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が貸駐車場6台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外

の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.2m、土留め板を設置するとしています。雨水は東側の市道側溝へ放流するとしています。申請人が所有する農地が隣接しています。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

23日に、三浦地区の農業委員と推進委員で見てまいりました。畑が西側にありますが、申請者と同じなので問題はないと思います。雨水についても、四方を水路が通っていますので、問題ないと思います。審議よろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

溝陸町の農地、地目 田、現況 畑、面積348㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、隣人へ貸与するコンテナ倉庫用地、及び申請者自宅用の駐車場5台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、北と東側の既存水路へ放流。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

これも23日に見てまいりました。日照については、コンテナ1台ということでおそらく影はささないと判断しました。雨水は、暗渠で高速道路沿いの水路に行っているので問題はないと思います。

1点気になったことがあります。この土地を囲むマークがなかったので、その申請代理人がマークをするべきだったのか、申請者がするべきだったのか少し現地でもめました。その辺を聞きたいと思います。

○事務局

この転用に申請に関する一切の権限は、申請代理人に委任するという委任状が出ておりますので、現地のリボンの旗表示については、申請代理人が準備する必要があります。

○議長

必ずこれは立てるように確認をとっていただきたいと思います。

○事務局

現地確認の際ご迷惑かけました。あと、議案書の方には申請代理人の携帯番号とか書いておりますので、現地で境界がわからない場合、申請代理人に電話して現地で説明してほしいと連絡されても結構かと思います。事務局から、申請者への説明をいたしておりますので、委員さんの方からご指導の方ぜひお願いしたいと思います。

○議長

次回から、万が一旗が立ってなかったら申請者、申請代理人に連絡をお願いします。

○議長

2番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番三浦 今村町の農地、地目 田、面積 580㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、本年7月25日開催の総会において、農用地区域から除外の承認により、12月2日付けで市の除外承認が得られています。

転用の内容は、使用借人が、自己住宅木造2階建て及び駐車場を造成する計画です。一般住宅用地の500㎡を超えていますが、法面等の利用できない面積を除く有効面積は378.30㎡で妥当性が認められます。

タブレットをご覧ください。地区の指定は都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.2m、盛土最高1.8m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は北側の水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、東と西側にあります。

資金については、住宅融資借入審査表を確認しています。

○議長

それでは、1 番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

この使用貸人と使用借人は親子関係です。当初は別の場所に建てる予定でしたが、ここが地すべり危険地帯ということで建築の許可ができないということで、今回の場所に申請されたわけです。東側は放棄地で竹が生えていますが、そこをコンクリート擁壁で綺麗に固めるということです。ここは下水道も通っておりますし、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1 番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番三浦は、許可相当とします。

続いて、2 番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

小川内町の農地、地目 田、面積1,090㎡。申請者は記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、本年7月25日開催の総会において、農用地区域から除外の承認により、12月2日付けで市の除外承認が得られています。

転用の内容は、譲受人が資材置場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、土留め工事を施すとしています。雨水は境界の水路から西側の河川への放流。建物の建築は無く汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地が、北と南側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここは周りに何もありません。農地がありますが資材置き場ですので影も水も問題ないと思います。市道の拡幅工事が入口のところに掛っており、そこは買収済みと聞きました。その拡幅が終わってから正式な工事をされるそうです。特に問題はないと思います。以上です。

○議長

2番鈴田について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番鈴田は、許可相当とします。

続いて、3番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番鈴田、小川内町の農地、地目 田、面積498㎡、申請者及び所有者は、記載のとおり

りです。契約は、売買です。

本件は、本年7月25日開催の総会において、農用地区域から除外の承認により、12月2日付けで市の除外承認が得られています。

転用の内容は、譲受人の自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は東側の既存水路から河川へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が南側にあります。近傍農地への日照等については、建物の高さを加減するとしています。

資金については、住宅融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

下の水路の方は、持ち主が一緒ですので水も問題ありません。下水、上水は目の前です。高さも平屋で控えてあり、日影等の問題もないと思います。ご審議よろしくお願いします。

○議長

3番鈴田について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番鈴田は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

三城町の農地、地目 畑、面積257㎡。併用地である、譲渡人が共有する宅地を含む全体面積は483.50㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、貸駐車場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南西側の市道側溝へ放流。隣接する農

地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

大村地区5人で確認をしてまいりました。場所は、事務局の説明とおりです。周りは、畑も住宅も全くありませんので何も問題ないと判断しました。ご審議をお願いします。

○議長

4番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、5番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

玖島2丁目の農地、地目 雑種地、現況 田、面積280㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が事業用の看板等の資材置き場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地が、北と南側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、5番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

22日に大村地区の農業委員、推進委員で現地を見てまいりました。ここは市道に面して

おり、奥の方は川であり問題はないと思われる。畑が、上の方にありますが、資材置き場ということで日照的に問題ないということで、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

5番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番大村は、許可相当とします。

続いて、6番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

杭出津3丁目の農地、地目 畑、面積219㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

事務局から説明がありましたが、月曜日に地区の委員で見てまいりました。隣接する農地は後ろに少しあるのですが、水路を挟んでおりますので問題はないと見てまいりました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長

6番西大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて、7番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

荒瀬町の農地、地目 畑、面積1, 195㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

計画地内の法定外公共物の水路は、払下げの申請について道路管理課と協議中です。

本件は、譲受人が、特定建築条件付き売買予定地4区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地です。

被害防除計画では、切土0.5mから0.7m、盛土0.1mから0.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、西側の既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が東と西側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

ここは今説明がありましたように、先ほどの被害防除計画の地図をお願いしたいと思います。東側に小さな水源がありますが、昨年ぐらいからあまり耕作をせず草が生えております。それで水田ですが、水利組合から抜けるということで数年前に届け出があります。

それから、西の方の水田は、北の方の一段高いところから用水が来ていますが、その上に大きな用水路があり、同じ水系でそこから用水を取られておりますし、今のところその水利については何ら問題はないと思います。

ただし、西の方に排水路があって石垣になっているのですが、こういう造成をされたら、水路の擁壁をきちんとしていただきたいと思います。

別に大きな問題はありませんが、住宅が建ったあとは町内会に入るように呼びかけをしていただくように市としてお願いをしたいと思います。萱瀬の委員としては、問題がないというようなことです。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

7番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番萱瀬は、許可相当とします。

○議長

続いて、8番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原2丁目の農地、地目 畑、面積966㎡。申請者は記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、使用借人が貸店舗木造2階建て1棟及び店舗用駐車場15台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.15m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

先日、地区農業委員、推進委員で現地確認をしました。説明がありましたとおり、東側の方に農地がありますが、この農地の耕作者の方からのお話として、水が溜まるのではないかと懸念があったので、溜枳を作って雨水の排水ができるようにするべきではないのかと事務局を通じて、申請代理人から隣接の耕作者に確認していただいたところ、そこまでは必要がないという回答があったということです。特に我々としては、何ら問題はないのではないかとということで現地確認してまいりました。以上です。

○議長

8番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原2丁目の農地、地目 畑、面積145㎡。併用地である譲渡人所有の雑種地を含んだ全体面積は、311㎡。申請者は記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、受贈人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてしています。雨水排水は、西側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてしています。隣接する農地が、東側にあります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

大きな市道に西側が接しています。東側に畑がありますが、親戚の方ということで問題なかろうということです。北側に家があって駐車場があり申請地ということで、併用して家を建てるということで何ら問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

9番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

９番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、９番竹松は、許可相当とします。

続いて、１０番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原２丁目の農地、地目 畑、面積９４８㎡。申請者は記載のとおりです。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が４区画の分譲宅地、通路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高０．８ｍ、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、西側にあります。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、１０番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

２９日に竹松地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。東側に畑がありますが、擁壁を設置され北側は宅地で、畑の方は転用地の宅地ですので、何ら問題はないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

１０番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

１０番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、１０番竹松は、許可相当とします。

続いて、１１番竹松を議題とします。ここで、お諮りします。１１番竹松は、７ページの第４号議案３番竹松と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、１１番竹松、第４号議案３番竹松は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、７ページからご説明します。

第４号議案３番竹松、小路口本町の農地、地目 畑、面積１７９㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和４８年３月に転用許可を受け、自己住宅を建築する計画でしたが、転勤の都合で断念することとなり、継承者が自己住宅を建築する計画変更承認申請です。当該申請地は、枝番の３と枝番の１２に分筆され、第４号議案４番竹松の変更承認申請も提出されています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

６ページをお願いします。１１番竹松、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅、駐車場を造成する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は東側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する西側の農地は１２番竹松の申請地です。

資金については、住宅融資保証会社の事前審査結果通知を確認しています。

○議長

それでは、１１番、第４号議案３番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

２２日に推進委員、農業委員と一緒に現地を確認しました。昭和４８年に転用が許可され、そのままの状態で荒廃地となっています。周辺は農地ありませんし、何ら問題ないと見てきました。ご審議をお願いいたします。

○議長

１１番竹松、第４号議案３番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

１１番竹松、第４号議案３番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、１１番竹松は、許可相当とし、第４号議案３番竹松は、承認相当とします。

続いて、１２番竹松を議題とします。ここで、お諮りします。１２番竹松は、７ページの第４号議案４番竹松と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、１２番竹松、第４号議案４番竹松は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、７ページからご説明します。

第４号議案４番竹松、小路口本町の農地、当該申請地は枝番の３から分筆されたものです。地目 畑、面積１７５㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和４８年３月に転用許可を受け、自己住宅を建築する計画でしたが、転勤の都合で断念することとなり、継承者が賃貸駐車場を造成する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

６ページをお願いします。１１番竹松、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が賃貸駐車場５台分を造成する計画計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は、計画地内に浸透枡を設置。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、１２番、第４号議案４番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

先ほどと同じく 22 日間まいりまして、場所は前議案のすぐ隣の農地ですが、これも同じく現在は荒廃地で何ら変わっていません。駐車場ということで、勾配を溜桧の方へとられて、雨水が新しくできた家の方に入り込まないように注意していただければと思います。ご審議お願いいたします。

○議長

12 番竹松、第 4 号議案 4 番竹松について、ご質問等はありませんか。

○委員

浸透桧を使ってあるのですか。家の方に雨水が流れると言われたのですが、通常の雨じゃない場合、家の方に行くわけだが、それでも許可は下りるものですか。

○事務局

今回の駐車場敷地と住宅地の間に境界のフェンス等ができますので、通常の雨であればそういった駐車場側からの流入は防げるのではないかとということで確認はしているところです。

○委員

構築物から雨水は、他人の土地に流してはならないってなってますので、この浸透桧を超えて流すのは許可が下りるのですか。

○事務局

流量計算は、その地域ごとの標準的な雨量と面積に対して係数を掛けて、桧の大きさとか U 字溝のサイズとかを技術的に計算をいただいています。これを上回る想定外の雨量に関して隣地への流入に関して、すぐ敷地の所有者からの賠償となったようなことは聞いたことがありません。なお、浸透桧は地下浸透ですので砂利の流入で深さがだんだん浅くなると、そこから溢れかえることがありますので、日々のメンテナンスが悪い場合は地権者責任でそういった被害が発生すれば対応していただくことになるかと思います。そこはもう開発後の国民の対応になるのかと思います。

○議長

他に何かご意見ご質問ありませんでしょうか。

それでは、お諮りします。

12 番竹松、第 4 号議案 4 番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12 番竹松は、許可相当とし、第 4 号議案 4 番竹松は、承認相当

とします。

次に、7ページ。第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。1番鈴田と2番鈴田は関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田と2番鈴田は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、岩松町の農地、地目 田 現況は雑種地、合計面積3,792㎡。

2番鈴田、岩松町の農地、地目 田 現況は雑種地、合計面積3,350㎡、当初転用者及び継承者は、記載のとおりです。

1番、2番ともに、地区の指定は、都市計画区域白地、農振内農用地に該当します。

被害防除計画では、切土、盛土は行わず現状のまま利用することになっています。雨水排水は既存の水路への放流。汚水、生活雑排水は発生しないとしています。周辺に農地がありますが、10m程度の緩衝地を設けるため、日照、通風等に影響がないものとしています。

両件とも、当初、平成27年に九州新幹線工事用の仮設備、資材置場、仮設道路等として、3年間の一時転用許可を得ていました。工期の延長に伴い、事業継承者が引き続き工사용資材置き場、仮設道路として当該地を使用されているものです。今回の計画変更申請により一時転用を、令和7年3月11日から令和7年11月11日まで期間を延長するものです。

延長の理由については、工事全体の遅れにより、農地への復旧工事に所要期間が必要であることを確認しました。

○議長

それでは、1番及び2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

長らく新幹線の工事を今までしていて、ほとんど問題がなかったもので、これからも大した問題はないものと思われます。ご審議をお願いします。

○議長

1番及び2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番及び2 番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番鈴田及び2 番鈴田は、承認相当とします。

次に、8 ページ。第 5 号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案の農用地利用集積等促進計画、今月から一括方式のみとなります。

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の3 者契約となります。

1 番鈴田、利用権を設定する農地は、小川内町の農地、合計面積1 5, 2 2 0㎡。

借入申込者は、飼料作物を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、2 番福重。利用権を設定する農地は、野田町の農地、合計面積6, 6 5 7㎡。

借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、3 番福重。利用権を設定する農地は、今富町の農地、面積2, 4 3 9㎡。

借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

9 ページをお願いします。

続いて、4 番福重。利用権を設定する農地は、寿古町の農地、合計面積2, 5 9 3㎡。

借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

1 2 月の促進計画の面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第5 項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は承認することとします。

次に、10ページ。報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

1番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積1,110㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、賃借人である医療法人が運営する、介護施設2事業所の従業員及び来客用として、露天駐車場28台分を造成する計画で、令和5年9月15日付けで転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

報告しました内容について、事務局による現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことが申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに進達を行い、本年12月6日付けで取消承認されたことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。